

公取委がいう「結合関係」の概念

1 総説

公取委は、企業結合審査において、「結合関係」という概念を用いる。かなり過去から用いられている概念であり、違反要件における位置付けなどが明らかにされないまま何となく言及され、現在に至っている。

「結合関係」の定義は、「複数の企業が株式保有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係」とされており（企業結合ガイドライン第1冒頭）、「結合関係」を満たすと、「当該企業結合により結合関係が形成・維持・強化されることとなるすべての会社」が「当事会社グループ」と呼ばれ、企業結合審査において一体として扱われることになる（企業結合ガイドライン第2冒頭）。

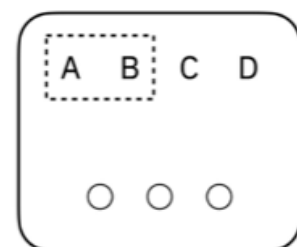
企業結合審査における「結合関係」の概念の機能は、暗黙のものを言語化すると、少なくとも以下の2種類に分かれる（後記2、3）。

2 株式取得における別角度からのセーフハーバー設定

10条1項では、極端に言えば、1株を取得するだけでも、「株式を取得し」という行為要件を満たす。

これでは、問題にならない株式取得を多く含みすぎるので、実際の企業結合審査は、「結合関係」の概念で絞り、株式取得によって「結合関係」を満たすこととなるものだけを対象としている。そのような株式取得なら、被取得会社の意思決定を支配したり、被取得会社の利益状況に対する利害関係が生じて取得会社が非競争的行動をとったり、するかもしれない、という発想である。

具体的な基準としては、A社がB社の株式を取得する場合、①B社の議決権をA社が保有する議決権保有割合が20%超かつ1位なら、当然に「結合関係」はあるものとし、②議決権保有割合が10%以下または4位以下なら、当然に「結合関係」はないものとし、③いずれでもない場合は、議決権保有割合の程度、順位、他の株主の議決権保有割合との格差、B社がA社の議決権を持つかなどの相互関係、A社の者が



がB社の役員となっているか、A社とB社の取引関係や業務提携関係、などを総合考慮して判断する、とされる（企業結合ガイドライン第1の1（1））。

そのような絞りは届出義務の基準（10条2項、独禁法施行令16条3項）でかければよいかということそう簡単でもなく、次のような事情で、「結合関

係」の概念が今も残っている。第1に、株式取得が事前届出となり現在の議決権保有割合20%の届出基準が導入されたのは平成21年改正であり、「結合関係」の概念はそれよりかなり前から存在する。第2に、議決権保有割合20%以下であっても弊害要件と因果関係要件を満たす株式取得はあり得ると考えられている（上記③）。

上記③によって「結合関係」があるとされたために、当然に「結合関係」がないとされる上記②の水準まで取得株式を減らす場合もある（令和3年度企業結合事例1〔日本製鉄／東京製綱〕）。

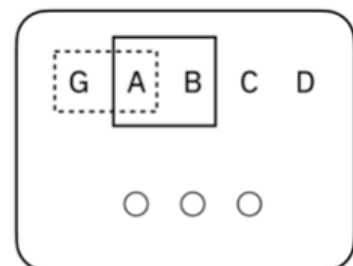
企業結合規制におけるセーフハーバーとしては、市場シェアや市場集中度（HHI）の観点からのものが有名であるが（独禁法講義第9版59～60頁）、株式取得の場合には、議決権保有割合の観点から、もう一つのセーフハーバーが置かれている（「結合関係」がないならセーフハーバーに該当する）ということになる。

以上のような「結合関係」の概念の機能をまとめると、次のようになる。1株でも取得すれば行為要件は満たすので、「結合関係」は行為要件ではない。弊害要件・因果関係要件を審査する必要があるか否かを見極める一種のセーフハーバーであり、また、弊害要件・因果関係要件を審査する場合の考慮要素のひとつである。したがって、条文には出てこない。

株式取得と役員兼任（単体ではほとんど問題とされない）を除く企業結合行為では、基本的に、当事会社は完全に一体化するので（事業譲受けや分割などでは、移動する事業が移動先で一体化する）、行為要件だけで足りるから、「結合関係」の有無を論ずる必要はない。企業結合ガイドラインでも、それらの企業結合行為については、形骸化した短い記述しかされていない。

3 「当事会社グループ」の範囲（企業結合前からの関係）

前記2とは別に、株式取得に限らず全ての企業結合行為において、弊害要件の成否を検討するために、どの範囲を一塊の当事会社グループと見ればよいのか、が問題となる。例えば次のような事例である。今回の企業結合行為はA社とB社の合併であり、完全に一体化するから、「結合関係」の有無を論ずる必要はない。他方で、A社は、以前から、G社の議決権を19%保有している。この場合に、G社を当事会社グループの一員と考えるべきか否かが問題となる。



この場合にも、「結合関係」がある範囲で当事会社グループの範囲が決める。基準はやはり、前記2の①・②・③である。

企業結合事例集で「結合関係」が言及されるのは、実はほとんど、こちらのパターンである。そして、難しい判断をした場合は特に詳しく言及される（例えば、令和3年度企業結合事例9（イオン／フジ）、令和3年度企業結合事例10（GMO-FH／ワイジェイFX））。

この場合の「結合関係」の概念の機能は、弊害要件を審査する場合の考慮要素のひとつ、ということになる。したがって、条文には出てこない。

4 柔軟な検討の必要性

平成20年代初め頃まで、「結合関係」の概念は、水面下で、公取委と企業との間の大きな火種となっていた。公取委の担当官の検討過程が必ずしも明確に説明されない手続環境のもとで、「結合関係」があるとされ、内発的牽制力がある旨の主張は門前払いとなり、企業結合計画について不利な判断をされる、という不満が、企業の間根強かった模様である。

そのなかで、事前相談を「廃止」し公取委担当官の検討過程の透明化が図られ（独禁法講義第9版227頁）、また、内容的にも、結合関係はあるが内発的牽制力もある旨を公取委が初めて公式に認める事例も現れた（平成23年度企業結合事例2（新日本製鐵／住友金属工業）（前記3が問題となったH形鋼））。

「結合関係」が、最近は必ずしも大きな争点とならないことが多いのは、上記のような平成23年以後の柔軟な検討の蓄積があるためである。

単なる字句修正を除く主な修正

ver.2022-07-28

3で、企業結合事例集に「結合関係」が出てくるのは実はほとんどこちらのパターンであることに言及し、記述を整理しました。

ver.2022-07-27_4

2と3で、それぞれ、「結合関係」の概念の機能をまとめました。